災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二十七日

山口県知事

村 岡

嗣

政

○選管告示

Щ

公安委公告

五

(3)

県営内日東地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………………三

報

〇告示

目

次

6 月27日 (火曜日)

平成 29年

山口県規則第二十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正

する。 災害救助法施行細則

別記一の一の1の四を次のように改める。 (四) ことができる。 ものに対しては、 長期にわたり避難所に避難している者であつて健康上の配慮等を必要とする

ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを行い、これを供与する

別記一の一の2を次のように改める。 2 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、

貸住宅の借上げその他適切な方法により、供与するものとする。 であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに対し、 又は流失し、居住する住家がない者 建設、 民間賃

建設型仮設住宅

同じ。)の設置は、なるべく公有地を利用して行うものとする。ただし、 有地の利用が困難な場合は、民有地を利用して行うことができる。 建設型仮設住宅(応急仮設住宅のうち建設して供与するものをいう。 公

額は、五百五十一万六千円の範囲内の額とする。 し、その設置のために支出する費用の範囲は、原材料費、労務費、附帯設備 工事費、輸送費、建築事務費その他の当該設置に係る一切の費用とし、その 建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを基準と

おいては、設置する当該仮設住宅の戸数に応じた規模の居住者の集会等に利 複数の建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に設置する場合に

用するための施設を設置することができる。

つて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を建設型仮 設住宅として設置することができる。 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、 高齢者等であ

するものとする。 建設型仮設住宅の設置については、災害の発生の日から二十日以内に着工

建設型仮設住宅を供与する期間は、 その完成の日から二年以内とする。

用の額は、当該地域における通常の実費相当額とする。 建設型仮設住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のために支出する費

借上型仮設住宅

(1)

借上型仮設住宅(応急仮設住宅のうち民間賃貸住宅を借り上げて供与する

通常の実費相当額とする。 者との契約の締結のために不可欠な費用とし、その額は、当該地域における を基準とし、その借上げのために支出する費用の範囲は、家賃、共益費、 ものをいう。以下同じ。)の一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートル 仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業

を「による喪失若しくは損傷等により」に、 だし書を削り、別記一の三の1中「半焼又は」を「半焼若しくは」に、「たい積等」を 別記 - 堆積等」に、「含む。)若しくは」を「含む。以下同じ。)又は」に、「により、」 一の二の1の臼中「千百十円」を「千百三十円」に改め、別記一の二の1の四た 別記一の三の3の〇の表中「五三、〇〇〇」を「五二、九〇〇」に、 借上型仮設住宅を供与する期間は、その借上げの日から二年以内とする。 「を喪失又は損傷し」を「が使用できず」

五五、000 海、1100 八0、九00 を 五四、九00 高、1100

報

県

公、八00 に改 め 别

失し、又は損傷し」を「による喪失若しくは損傷等により学用品が使用できず」に改 十七万六千円」を「五十七万四千円」に改め、別記一の八の1中「(土砂のたい積等に 除去を行つた市町の区域における当該費用の一世帯当たりの平均額は、十三万五千百 記一の十二の2中「その額は、 千七百円」に、「五千円」を「五千百円」に改め、別記一の九の3中「二十一万四百 め、別記一の八の3の(二中「四千三百円」を「四千四百円」に、「四千六百円」を「四 より一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により、 なつたものを含む。)」を削り、別記一の六の2中「便所等」を「便所等の」に、「五 記一の三の3の口中「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態と に改め、別記一の十三の1の〇中 を「二十一万二百円」に、 一世帯につき十三万四千八百円」を「その当該障害物の 「十六万八千三百円」を「十六万八千百円」に改め、 「避難」の下に「の支援」を加える。 学用品を喪 别

山

口

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百四十号

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十九年六月二十七日

敷

山口県 知事 村 岡 嗣

政

形質変更時要届出区域

部及び四五五五の四九の一部 周南市開成町四五五五の三七の一部、 四五五五の四六の一 部 几 五五五の四八の

特定有害物質の種類 クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ージクロロエタン、一・一ージクロロエチレ

ン、シスー一・二ージクロロエチレン、一・三ージクロロプロペン、ジクロロメタ ン、水銀及びその化合物、一・一・一ートリクロロエタン、一・一・二ートリクロロ

エタン、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 土壌汚染対策法施行規則 号から第十一号までの規定への該当 (平成十四年環境省令第二十九号) 第五十八条第四項第九

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

山口県告示第二百四十一号

り、 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ 次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年六月二十七日

名

萩むらた病院 称

師会病院岩国市医療センター医

萩市大字今古萩町三〇の一

地 平成三二、 認定が効力を有する期限 t

山口県知事

村

岡

嗣

政

岩国市室の木町三丁目六番一二号

山口県告示第二百四十二号

安林を次のように指定する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、

保

平成二十九年六月二十七日

山口県知事 村 圌 嗣 政

一、三七五の一二、三七六の一、三七六の四、三七七 保安林予定森林の所在場 (次の図に示す部分に限る。)、一一一四、一一一六の二、字柿ノ木迫三七四の 光市大字束荷字清六 一一四の一、一一四の七から一一四の一〇まで、一一四の一

指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

す部分に限る。) 柿ノ木迫三七四の二・三七五の一二・三七六の一(以上七筆について次の図に示 光市大字束荷字清六 一一四の一・一一四の九・一一四の一一・一一一四・字

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 光市森林整備計画で定める標準伐
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び光市経済部水産林業課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、 その図面及び関係書類を山口県農林水

口



Щ

(一八九) 県営内日東地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

同条第五項の規定により、 内日東地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営 次のとおり縦覧に供します

平成二十九年六月二十七日

口県知事 村 岡 嗣 政

縦覧に供する書類

縦覧の期間 県営内日東地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

平成二十九年六月二十八日から同年七月十八日まで

縦覧の場所 山口県農林水産部農村整備課

 \equiv



山口県選挙管理委員会告示第二十八号

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が

平成二十九年六月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 \mathbb{H} 中

郎

三村建治後接会	橋本けんじ後接 会	有田茂後援会	政治団体の 名 称
永松	坂本	芳川	代表者の 氏
橴	史朗 上田	標	者の名
<u> </u>	上田	有田嘉	会計責任 者の氏名
和弘	俊雄	有田嘉代子	責 (円)
油谷後畑66	∞ 西深川2948の3	長門市油谷河原/750の 8	主たる事務所の所在地
			その他の事項
"	"	平成29、	(編組)
9	W	, 27	参田田

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定による届出が

平成二十九年六月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 郎

_					
自由民主党秋穗支部	及合豆辛多在今	· 注 五 千 6 8			
藤生 通陽	尺名	表			
会計責任者	共	型 			
有冨 久雄	拳	異 動			
富田 正朗	田	内谷			
平成29、	H	編 無 (異 無 (年 月 日 ()			

平成29年6月27日 火	火曜日	Щ	П	県	報	(定期)	第 2872 号

十八八29千	0 / 1 2	- н	八唯一			1			朩		ŦK		() () ()	/		7 201	2 /3	
谷本富雄後援会	寿々	市民政党「草の根」	さかもと哲也後援会	小林ますじ後援会	大原のでは夜夜安	۲	井原すがこ後接会	白田インを2万万万元	ナヨナンナト参南へ	秋山けんじ応援サポーター の会	爱幸会	自由民主党山口県美祢市第 一支部	自由民主党山口県下関市第 七支部	日田氏王光华學又即	14 十四十二十四十七四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十	自由民主党平生支部	日田庆王光:周久即	中田北京大盟井政
上縣	井原寿加子	井原	酒本	小林	计	 =	井原	i B	1	秋山	髙橋	株	高瀬	過失	*	田村	1	KI KI
佳江	加子	勝介	抱 与	增次		∦	勝介	中英	Γ. -}	置沿	政教	克彦	利也	五	7	伸夫	H	ф
代 表 者 会計責任者	*	*	事務所	代表者	事務所	代表者	*	事務所	会計責任者	事務所	代表者	*	会計責任者	事務所	代表者	*	会計責任者	7 发
山縣 佳江	" " "	岩国市今津町 4丁目//番20 号	下関市上田中 町2丁目22番 8号	小林 增次	字部市笹山町 /丁目//番6/ 号	寺地 義明	岩国市今津町 4丁目//番20 号	防府市大字上 右田/068の5	石田 愛子	下関市武久西 原台6番/号	髙橋 政教	阿部 幹雄	髙瀬 変	岩国市本郷町 字塚473の2	橋本 知也	田村 伸夫	江村 卓三	中国
谷本 富雄	号 "/6	岩国市今津町 2 丁目/7番20 号	l ⊣ ∏	木坂 善成	字部市笹山町 /丁目//番/6 号	坂田 勝俊	岩国市今津町2丁目/7番/6号	防府市大字上 右田329の2	原 好彦	下関市生野町 2丁目25番/0 号	髙橋 正教	木村 幸雄	永野 浩	岩国市本郷町 本郷2/07の4	河村 重昭	藤永 正	前田晋太郎	及田 相
1/, 20	"	平成28、	" /8	平成29、		*	平成28、	» 27	*	"	平成29、	12. "	" # . /	9 、 27	平成28、	° 30	3 , /9	*

山口県選挙管理委員会告示第三十号

山本達也後援会

工

達也

会計責任者

藤三

智美

暴三

祐治

平成28、

山本しんご後接会

E H

真出

汐

称

世本しんご後

周南市を真剣に考える会

平成29、 3、28

山口県鍼灸政治連盟

平瀬

則浩

#

務

严

岩国市錦見5 丁目/6番6号 の/

岩国市岩国/丁目20番46号

平成28、9、25

松本武士後援会

松本

典十

会計責任者

窪田

伸子

松本

伸子

1

2

松川たくじ後援会

松川

世旦

岩国市山手町 4丁目6番2 号

岩国市山手町 4丁目5番/3

•

•

9

ますや後援会

•

•

ますや敬悟の会

桝屋

敬悟

|山口市吉敷下 |東3丁目3番| |/5号

山口市葵/丁 目3番23号

•

藤重建治後援会

藤重

建治

#

務

严

岩国市周東町 祖生2925

岩国市周東町 祖生4578

1

•

/7

深田慎治後援会

田田

芳男

会計責任者

採田

友美

採田

正義

7

表

*

田田

芳男

米倉

迅

平岡泰彦後援会

超社

芳雄

会計責任者

出選

東平

宝辺

幸縣

平成29、 3、27

戸澤昭夫後接会

シ田

紘幸

À

表

*

シ田

紘幸

久保田利夫

徳並伍朗後接会

水田

卓郎

波多野光久

赤間

网沿

4,

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出

平成二十九年六月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 郎

	政治団体の名称 代表者の 会計責任 主たる事務所の所在地 f	
岩国市平田 2 丁目 3番/7号の 2 $\frac{1}{19}$ 平成 $\frac{2}{19}$ 3	解 散年月日	

伊藤正信後援会

平成29年	6月2	27日	火曜	<u> </u>	Ц	4	П		県		報		(定期)	第	§ 287	72 号	
広兼義烈後接会 ふじい忠明後接会	平田あつひと後接会	伴よしとも後接会	中本冨夫後接会(嵩山会)	中津井求後援会	谷本富雄後援会	田中隆太郎後接会(隆 政会)	田中としお後援会	高川喜彦後接会	世良眞名夫後接会	白井博文後接会	住民投票を力に豊かな 岩国をめざす会(岩国 の会)	木村則夫後援会	木村一彦後援会	加賀美みつひこ後接会	魚原満晴後接会	魚谷洋一後援会	今元直寛後接会	今本克己後援会
間庭藤井	田井田	中川	安本	中津井	上縣	岡川	田中	木谷	廣兼	西村	田禄	仲山	杉田	加賀	森麗	魚谷	木元	斉藤
高 雄 明	豐田	領海	违海	# %	佳江	回睡	敏夫	>	哲朗	N N	<u>}</u> }	哲男	市子	加賀美允彦	Ħ	業	画料	華
北 株	友安	超	於田	中津共	上源	選上	田丑	本保保	世点	西村	佐々	*	古典つ	는 첫	魚原	魚谷	今元	今本
華 早 半	∰ []	雅 子	孝史	中津井美佐枝	佳江	秀嶺	田中美佐子	ÿH ÿH	平	NA PA	佐々木春行	知子	ر ا ا	和男	清美	初枝	子涯	今本小夜子
萩市大字鈴野川852 大島郡周防大島町大字油字/424	防府市大字富海2233	周南市大字呼坂4/8の/23	大島郡周防大島町大字日前/36	え 周南市大字呼坂 9 の39	岩国市装束町2丁目7番/0号	大島郡周防大島町大字油字853	防府市大字佐野/98の /	熊毛郡田布施町大字波野66/の/	萩市大字椿東2757の /	山陽小野田市大字西高泊586の/	岩国市川西2丁目4番/4号	光市島田/丁目//番9号	防府市岩畠2丁目5番30号	光市宮ノ下町4番7号	, , 大字東安下庄 /525の24	//// 大字平野392	大島郡周防大島町大字西屋代2288 の7	
平成29、 3、/ " 26	*	"	"	"	"	平成28、/2、3/	平成29、77	平成28、/2、3/	3. /2	平成29、28	平成28、	° 28	平成29、27	平成28、/2、3/	"	平成29、 2、28	平成28、 /2、30	+ 10x 27 \ / \ 25

四浦順一郎後援会	山手卓男後接会	三村建治後接会	藤山巖後接会
道瀬かよ子	山手	永松	暴
	卓男	橴	쨿
道瀬ヵ	藤井	内田	藤日
4	剛	直史	巖
道瀬かよ子 光市虹ケ丘3丁目/7番/4号	岩国市周東町下久原2393の/5	長門市油谷後畑66	熊毛郡田布施町大字川西/224
10. /	平成28、	平成26、/2、3/	2, 27

H口県選挙管理委員会告示第三十一号

なった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十九年六月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長

田

中

郎

内 容 旧 国市今津町 丁目/7番/6	井原寿加子	の油田寺場の異動の届出をした者の氏名	祖書			
動事項 異動内容 新国市今津町 岩国市今津町 岩国市今津町 岩田 十分番/6 号		金管理団				
集動 内容 新 旧 器両方今津町 岩国市今津町 4丁目//番20 2丁目//番/6	4	エ				
異動 内容 新 旧 岩国市今津町 岩国市今津町 井丁目//番20 2丁目//番/6	務	44				
異動内容 新田 岩国市今津町 岩国市今津町 4丁目/7番20 2丁目/7番/6 号						
裏 動 内 容 新 II 国市今津町 岩国市今津町 丁目//番20 2丁目//番/6	定	莊				
内 容 旧 町 岩国市今津町 20 2丁目/7番/6	国市今	辫				
内 容 旧 (国市今津町 丁目/7番/6	野型		動			
8周 77	田田	Ħ	内			
Let 12 Alexander	严利 1/8/1/8/1/8/1/8/1/8/1/8/1/8/1/8/1/8/1/8		谷			
	+ 法	黒)	垂			
月 月 日 3、//	成28、//		*			

H口県選挙管理委員会告示第三十二号

:あった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十九年六月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 郎

平田 豊民 平田	選 単 でい	資金管理団体の届出 をした者の氏名
平田あつひと後援会	こうけつ厚と歩む会	資金管理団体の名称
平成28、/2、3/	平成29、2、/7	備 第金管理団体でな) (くなった年月日

争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使

政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六

用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

山

(四)

使用場所 平成三十年一 使用期間

月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間

入札参加資格

山口県総合交通センター、

山口県岩国警察署及び山口県下関警察署

口

 (\Box)

物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による

 (\equiv)

次に掲げる物品等の借入れ

物品等の名称及び数量

運転免許証作成システム

一式

入札に付する事項

県

山手卓男後接会

告

公

般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成二十九年六月二十七日

村 岡 嗣

山口県知事

政

より行うので、 この入札は、 政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札に 入札者は、 入札書に提案書その他の入札説明書に定める書類を添えて

記載方法

額をもって落札価格とするので、 る額(その額に一円未満の端数があるときは、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す これを切り捨てる。)を加算した金

提出場所

山口県警察本部警務部会計課

平成二十九年八月七日正午(入札書を持参する場合は、

平成二十九年八月七日午

入札を執行する場所及び日時

山口市滝町一番 山口県警察本部二階入札室

日時

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百

一十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ

の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す

る物品等の種類等に関する告示

(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資

四

契約条項を示す場所 山口市滝町一番一号 ていないこと。 山口県警察本部警務部会計課

務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受け

平成二十九年六月二十七日から同年八月七日までの間のいずれの日においても業

に物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であるこ 格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並び

 \equiv

山口県警察本部交通部運転免許課 入札説明書及び仕様書の交付

(山口市小郡下郷三五六〇番地二) において交付

五. 入札の方法

提出すること。

六 入札書の記載方法、 提出場所及び受領期限

る金額を入札書に記載すること。

 (\equiv) 受領期限

後二時

場所

平成二十九年八月七日午後二時

入札保証金

報

九 無効入札 免除する。

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 入札参加資格のない者がした入札 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

落札者決定基準 ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

入札書及び提案書に記載された価格について、次の式により評価点を求める。

$\times 1000$

(定期)

+

落札者の決定方法

行った者を落札者とする。 づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価点を得て、 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基 有効な入札を

者にくじを引かせて落札者を決定する。 落札者となるべき最も高い評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、当該

+ = その他

契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

口

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

契約書の作成の要否

 (\equiv)

Щ

契約保証金

(四) 免除する。

(五) 理課(電話○八三−九三三−三九六○)に申請書を提出すること。 をする場合は、平成二十九年七月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

○○)に問い合わせること。 詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課(電話○八三−九七三−二九

Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Depart ment, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

Nature and quantity of the products to be leased: A set of driver's license issuing

(3) Use term: From January 1, 2018 to December 31, 2022

(4) Use place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center, Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station and Yamaguchi Prefectural Shimonoseki Police Station

shimogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900) Traffic Division in charge of procurement and contact point for the notice: License Division, Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 3560-2 Ogori-

(6) Time-limit for tender: 12:00 Noon, August 7, 2017 (If brought in person: 2:00 P.M. August 7, 2017)

平成二十九年六月二十七日発行平成二十九年六月二十七日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県原